

平成31年 2月 6日

医療法人 尚徳会 一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策・女性活躍推進法)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2019年4月1日～2023年3月31日までの 5年間

2. 課題

長時間労働のため、部署・職種によっては仕事と家庭の両立が困難となっている職員が存在する。

3. 目標と取組み内容・実施時期

目標1：産前産後及び妊娠中の職員のための相談窓口の活用促進
各種制度の周知促進

目標2：育児休業中に仕事の両立が出来るような配置変換・育児時間など
に関して計画的な面談を行う

目標3：子どもを育てる労働者が利用できる措置として、個々に合わせた
勤務計画の導入

目標4： 残業時間を平均月10時間以内とする

- 産前産後及び妊娠中の相談に限らず、様々な案件について相談窓口を活用促進。
- 育児短時間勤務等の諸制度の周知を行い、職場復帰後も仕事と家庭の両立がしやすい職場環境の整備を推進する。
- 相談内容によっては安全衛生委員会等で検討し、組織改善につなげる。
- 短時間正職員の検討。
- 非常勤職員の勤務時間は個々に合わせたフレキシブルな運用をする。
- 変則勤務者については、勤務間インターバルを確保（11時間以上）し、負担を軽減する。
- 13時間以上拘束する夜勤は十分な休息（仮眠がとれるよう連続して2時間）を確保する。
- 職種・部署別による残業時間の要因・問題点を調査。
- 管理職自身による勤務時間管理の徹底及び属人的な業務体制の見直しの構築。